

平成29年度明治維新150周年記念プロジェクト企画運營業務委託 プロポーザル実施要領

この要領は、明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「明治維新150周年記念プロジェクト企画運營業務」に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託者を選定する手続に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

平成30年の明治維新150周年に向けて、鹿児島県の魅力を広く発信するための記念プロジェクトを企画・推進するに当たり、記念プロジェクトの実施に伴う各種イベント等の実施内容の企画、実施計画の作成、事前準備、各種調整、広報、会場設営及び実施全般にわたる企画運營業務（以下「本業務」という。）を、効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

明治維新150周年記念プロジェクト企画運營業務

(2) 業務内容

「明治維新150周年記念プロジェクト企画運營業務仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)**【別添1】**のとおりとする。(ただし、実際の業務委託契約の締結に当たっては、改めて仕様書を提示する場合がある。)

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

(4) 委託額の上限

23,004千円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

(1) 単独事業者による参加

① 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号)の別表に掲げる「役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」における業務名が、「広告業務」又は「会場設営業務」であり、鹿児島県内に本社又は営業所があること。

② 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者

イ 鹿児島県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てをしている者、再生手続開始の申し立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続

開始の申し立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当する者

エ 企画提案参加表明書の提出日において、鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

(イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められる者

(エ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用してると認められる者

(オ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められる者

(カ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(キ) 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してると認められる者

(2) 共同企業体（JV）による参加

構成団体が共同して本業務に携わり，それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的，効率的に運営することが可能な場合は，共同企業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同企業体は，次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 共同企業体の全ての構成事業者が，法人格を有すること。
- ② 共同企業体の構成事業者のうち，半数以上が，上記(1)の①の条件を満たしていること。

- ③ 共同企業体の全ての構成事業者が上記(1)の②の条件を全て満たしていること。
- ④ 本プロポーザルにおいて、複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

4 企画提案競争実施に係る説明会

企画提案競争実施に係る説明会(以下「説明会」という。)を下記により実施する。

- (1) 開催日時
平成29年6月7日(水) 午後1時30分～
- (2) 開催場所
県庁行政庁舎10階 10-商-1会議室
- (3) 出席手続
参加を希望する方は、6月6日(火)午後5時までに説明会出席申込書**【別紙1】**を、「12 書類等の提出先」にFAX又は電子メールにて送付すること。
ただし、説明会への参加の有無は、応募の要件とはしない。

5 参加表明書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書 **【様式1】**
 - ② 会社概要 **【様式2】** ※共同企業体の場合は、構成事業者全てのもの(様式中の項目が記載された既存資料(会社概要パンフレット等)に替えることができる。)
 - ③ 共同企業体(JV)協定書(予定案で可): A4判, 任意様式
 - ④ 鹿児島県税, 法人税, 地方消費税の納税証明書
- (2) 提出期限, 提出場所及び方法
 - ① 提出期限
平成29年6月14日(水)午後5時(必着)
 - ② 確認結果
平成29年6月15日(木)以降に電子メール及び書面により通知
 - ③ 提出方法
「12 書類等の提出先」に持参又は送付(FAX及び電子メールによる提出は受け付けない)
 - ④ 留意事項
 - ア 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。
 - イ 本プロポーザルへの参加は、参加表明書, 会社概要を期日までに提出した者に限る。

ウ 書類を郵送で提出する場合は、封筒の表に「明治維新150周年記念プロジェクト企画運營業務委託プロポーザル参加表明書在中」と明記するとともに、提出期限までに必着とする。

(3) 参加要件の不備及び辞退

参加表明書提出後に参加要件に該当しなくなった場合は、企画提案への参加を認めない。

また、都合により辞退する場合には、企画提案参加辞退届【様式3】を提出すること。

6 本要領等に関する質問の受付

本要領等に関する質問は、下記により事務局にて受け付ける。

(1) 受付方法及び提出方法

「本要領等に関する質問票」【様式4】により行う。(電子メールに限る)

(2) 受付期間

平成29年6月14日(水)午後5時(必着)

(3) 回答方法

平成29年6月16日(金)午後5時までに、参加表明書の提出者全てに対して電子メールにより行う。

7 企画提案書の作成・提出等

(1) 企画提案に必要な書類

① 企画提案書提出届(単独事業者の場合は【様式5-1】 共同企業体の場合は【様式5-2】)

② 企画提案書(仕様書【別添1】に基づく各イベント等の具体的実施案、広報計画案)

※ 提出書類の形式用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする)用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

③ 実施スケジュール、実施体制図(スタッフ体制)

④ 類似の実績(過去3年以内における主な実績)

⑤ 業務受託見積書(各イベントごとの事業費の内訳がわかるもの)

⑥ 共同企業体にあつては、構成事業者の業務分担のわかるもの

(2) 提出期限

平成29年6月23日(金)午後5時(必着)

(3) 提出部数

10部(うち、1部は複製用として、ホチキス留めせず、クリップ等で留めること。)

(4) 提出方法

「12 書類等の提出先」に持参又は送付(FAX及び電子メールによる提出は受け付けない)

(5) 企画提案書等作成に当たり留意すべき事項

- ① 仕様書【別添1】の内容に基づいた各イベント等の具体的な企画・運営案と、広報計画案を記載すること。
- ② 提出できる企画提案書は1案とする。
- ③ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ④ 一度提出した企画提案書はこれを書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。(事務局から指示があった場合を除く。)
- ⑤ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とする。

8 企画提案の審査等

(1) 企画提案内容に関するプレゼンテーションの実施

企画提案への参加者は、企画提案書の内容について、次に定めるところによりプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションに不参加の者は失格とする。

審査日程等

- ① 審査日時
平成29年6月28日(開始時間等、詳細は、別途参加者に後日通知する)
- ② 実施場所
鹿児島県庁内会議室(別途参加者に後日通知する)
- ③ プレゼンテーション持ち時間等
1参加者あたりの説明時間は20分以内とし、説明終了後、10分程度の質疑応答時間を設ける。
- ④ その他
プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等を使用する場合は参加者で用意すること。

(2) 企画提案内容の採否

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、実行委員会が設置する企画提案選定委員会において審査し、本業務に係る契約の相手方を選定する。

審査結果等

- ① 通知日
平成29年7月上旬
- ② 通知方法
企画提案書を提出した全ての者に対し、文書又は電子メールにより通知する。なお、審査内容については公表しないほか、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めないものとする。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記8により選定された提案者と単独随意契約する。

(2) 企画提案内容と業務の関係

本件に係る企画提案書等は、提案者の企画力及び実施体制を見るためのもので、提案者が委託候補者として選定された場合においても、当該企画をそのまま採用するものではない。

なお、委託契約にあたっては、選定委員会における意見を踏まえ、選定された提案者と提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、実行委員会と当該提案者双方が同意に至った場合に締結する。

(3) 次点の繰り上げ

上記8により選定された提案者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった提案者と契約内容について協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(4) 留意事項

必須イベントとして設定するイベント等の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。

この場合は、これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結するものとする。

10 その他の留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ① 本企画提案に係る提出書類（以下「書類」という。）は、返却しない。
- ② 書類は、企画提案の審査以外の目的に無断で使用しない。（提出者の了解を得た場合を除く）
- ③ 採用された企画提案に関する知的所有権は、実行委員会に帰属するものとする。

(2) 第三者の権利の保護

企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、参加者が負うものとする。

(3) 費用の負担

企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者の負担とする。

11 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 説明会出席申込書提出締切 | 平成29年6月 6日(火) 午後5時必着 |
| (2) 企画提案競争実施に係る説明会 | 平成29年6月 7日(水) 午後1時30分～ |
| (3) 参加表明書提出締切 | 平成29年6月14日(水) 午後5時必着 |
| (4) 本要領等に関する質問の受付 | 平成29年6月14日(水) 午後5時まで |
| (5) 参加表明書確認結果の通知 | 平成29年6月15日(木) 以降 |
| (6) 企画提案書提出締切 | 平成29年6月23日(金) 午後5時必着 |
| (7) 審査会(プレゼンテーション)の開催 | 平成29年6月28日(水) を予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 平成29年7月上旬を予定 |
| (9) 契約締結予定 | 平成29年7月中旬を予定 |

12 書類等の提出先

- (1) 明治維新150周年記念プロジェクト実行委員会事務局
(鹿児島県PR・観光戦略部かごしまPR課明治維新150周年推進室内)
- (2) 住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 電 話 099-286-3057
- (4) F A X 099-286-5581
- (5) 電子メール meiji150@pref.kagoshima.lg.jp